

(ウ) 貸付対象者

3人以上の大家畜経営者等による飼料自給度の向上、飼養規模の拡大、飼養管理方法の改善を内容とする取決めに基づく共同活動を行う者

(イ) 資金の内容

- a 飼料自給度の向上を図るために必要な資金
 - (a) 飼料生産に係る施設・機械の購入・設置に必要な資金
 - (b) 排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行うのに必要な資金
 - b 乳牛の飼養管理方式の改善を図るために必要な資金
 - (a) 酪農関係施設、機械の購入・設置資金
 - (b) 乳牛を購入するために必要な資金
 - (c) 乳牛を育成するために必要な資金
 - c 肉用牛の飼養規模の拡大又は飼養管理方法の改善を図るために必要な資金
 - (a) 肉用牛関係施設、機械の購入・設置に必要な資金
 - (b) 肉用牛を購入するために必要な資金
 - (c) 肉用牛を育成するために必要な資金
- なお、5年度の貸付実績は、89億4,731万円となっている。

5 中央畜産技術研修

国及び都道府県等の畜産技術者を対象とした中央畜産技術研修会を中央畜産技術研修施設(福島県白河市)において実施している。

都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体及び家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として畜産に関する高度な知識を付与し、技術水準を高めるとともに、技術能力の増大と業務の効率化を促進することを目的に、技術職員の再訓練のための特別研修及び畜産に関する高度な学理及び新技術を修得させることとしている。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会の主幹講師として伝達研修を行うことにより、新しい技術が速やかに末端にまで浸透するようにしている。

5年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、管理者、畜産統計処理(Ⅰ)、(Ⅱ)、国際化対応、情報処理入門、情報処理システム開発入門、草地、畜産簿記、畜産経営診断、低コスト生産技術、肉用牛、畜産環境保全、自給飼料、畜産経済、酪農、畜産新技術、養鶏、養豚、畜産物の安全性の各部門(21講座)について短期研修(各3～12日間延べ125日)を実施し、合計793名が受

講した。

6 その他

(1) 認可団体畜産活性化総合対策推進指導事業

ア 農協営農指導普及啓蒙推進事業

農協系統団体が行う畜産物の生産合理化等に関する営農指導活動の普及・啓蒙について一層の推進を図るため、農協営農指導方式の改善及び拡充、畜産物の生産合理化を図る重点施策のキャンペーン、畜産経営の改善向上を促進する農協事業等の優良事例の紹介、農協系統に対する巡回指導を行う事業である。

5年度は、これに要した経費について事業主体である全国農業協同組合中央会に対し国庫補助金額264万円を助成した。

第6節 自給飼料対策

1 総 説

我が国の畜産をめぐる内外の諸情勢の変化に対処し、畜産物の安定的供給と畜産経営の健全な発展を図るため、飼料基盤を積極的に整備拡充し足腰の強い畜産経営を育成することが重要であり、このため5年度においても、自給飼料生産基盤の外延的な拡大を図るとともに高効率畜産経営の育成を促進するため、引き続き、団体営草地畜産基盤総合整備事業、畜産基地建設事業、畜産環境総合整備事業等の畜産公共事業を畜産活性化総合対策と一体的に推進した。特に5年度は、大家畜畜産経営の低コスト化・省力化等を図るため、北海道における公共牧場の草地及び牧場施設の一体的整備を推進する道営公共牧場整備事業の創設、公社営畜産基地建設事業の沖縄県に係る補助率の設定並びに公共牧場機能強化事業において採択要件の拡大を行った。さらに調査計画において、草地整備改良事業の効率的な推進を図るため、超省力型飼料生産システムに適合した飼料生産基盤の整備技術を確立するための調査を行う超省力型飼料生産基盤整備調査の創設、草地に関する最近の状況を把握し、草地開発整備事業の計画的かつ効率的な推進と土地改良長期計画の策定等に資するための調査を行う草地基盤総合整備調査の創設及び大規模畜産経営と地域社会の調和ある発展を図るため、濃密生産用地建設事業の完了地区において畜産環境の実態を調査し、改善のための方策を作成するための特定地域大規模畜産経営環境対策推進調査を創設した。

また、飼料作物生産の拡大と合理化を図るため、畜

産総合対策において、里山等の飼料基盤としての整備、高能率な飼料生産の生産利用体系確立のための飼料作物生産機械等の整備、国産粗飼料の流通促進、公共牧場広域利用の促進、優良品種の普及促進、飼料利用の高度化等のための事業を実施した。特に5年度は、自給飼料生産基盤の拡大による自給飼料生産コストの低減と飼料自給率の向上を図るための自給飼料生産拡大対策事業の創設、及び転作田等における飼料作物等の定着化を図るために飼料作物生産利用改善事業の拡充を行った。

このほか、引き続き、畜産振興資金について、飼料作物の作付条件の整備に必要な資金の貸付けを行うとともに、優良種子の安定的な供給確保を図るため、家畜改良センターにおいて、飼料作物種子供給確保対策を実施した。

2 草地開発対策

(1) 草地開発関係調査

ア 草地開発技術調査

草地開発事業の効率的、効果的な実施を図るため、草地の造成開発技術に関する疑問点の解明、効率的かつ効果的な造成開発技術に関する草地開発事業の調査計画から造成利用に至る広範囲の技術的分野について調査究明した。

5年度は低コスト肉用牛生産のための草地開発管理技術調査等3調査を実施した。(7,464万円)

イ 草地開発基本調査

草地開発事業の円滑な推進に資するため、事業実施に伴う社会経済的な諸問題及び草地開発の高度利用のための草地管理技術の啓蒙普及を図った。

5年度は、低コスト肉用牛生産基盤開発調査(6,000万円)、草地管理指標の改定(1,000万円)、超省力型飼料生産基盤整備調査(1,000万円)、草地基盤総合整備調査(3,000万円)及び草地のリモートセンシング活用手法確立調査(1,370万円)を実施した。

ウ 畜産環境整備技術調査

畜産環境総合整備事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、低コストなふん尿処理技術とこれに対応した草地等の整備のあり方等について技術上の諸課題の調査を行った。(1,000万円)

エ 畜産環境基本調査

混住化地域や環境規制地域において、畜産経営が周辺の環境に及ぼす影響等を調査し、家畜排せつ物の土地還元利用による土地生産力の増強と畜産経営の合理化を図るための方策を見出し、周辺地域と調和のとれた畜産経営の健全な発展を図るための調査検討を行

った。

5年度は5地区で実施した。(7,500万円)

オ 草地等効率利用促進プロジェクト調査

草地の利用を主体とする畜産地域における土地利用に着目し、これと現況の畜産経営立地との調整を図りつつ、草地等の効率利用の促進を図るための技術的手法について調査検討を行った。

5年度は9地区で実施した。(9,270万円)

カ 中山間地域活性化畜産基盤整備調査

畜産振興を核とした中山間地域の活性化を図るため、林野活用による畜産基盤整備、民間活力を活用した畜産基盤の整備の可能性、手法等について調査を行った。

5年度は6地区で実施した。(1億2,000万円)

キ 農林地畜産の利用等調査(国有林野等活用促進基本調査)

草地開発の実施が見込まれる国有林野について、国有林野事業との調整を図りつつ、その円滑かつ適正な活用を図るため、地方農政局(北海道開発局)が営林局と共同して、適地選定等のための現地調査を行った。(342万円)

ク 草地開発基本調査(補助調査)

草地開発等の適地を選定するため、草地の造成改良可能面積がおおむね10ha以上存在すると認められる地域において、都道府県が草地の開発、利用の方式を明らかにする草地利用方式調査及び土壌の理化学的諸性質、植生等を明らかにする土壌調査を実施した(補助率50%以内)。

5年度は3地区で実施した。(国庫補助金1,530万円)

ケ 公共牧場開発整備基礎調査(補助調査)

公共牧場の建設が周辺環境におよぼす影響等の事前調査(公共牧場設置基礎調査)及び既存牧場の有効利用を図るための対策調査(公共牧場再編整備調査)を実施し、適切な開発方式と牧場間の機能分担方式等による再編整備について検討を行った(補助率50%以内)。

5年度は2地区で実施した。(国庫補助金1,040万円)

コ 畜産経営環境整備基礎調査(補助調査)

将来にわたり畜産の主産地としての発展が期待される地域において、畜産経営の概況、家畜排せつ物の処理状況等について、特に家畜排せつ物の土壌還元による環境汚染の防止と土地生産力の維持増強を推進する観点から調査し、畜産経営に係る各種環境整備施策の指針とした(補助率50%以内)。

5年度は9地区で実施した。(国庫補助金4,590万円)

(2) 団体営草地畜産基盤総合整備事業

ア 団体営草地開発整備調査(補助調査)

沖縄県において、団体営草地開発整備事業を実施しようとする者の申請に基づき県が調査を行い、開発利用方式を検討し、事業及び経営計画等を作成した。(補助率50%以内)

5年度は2地区で実施した。(国庫補助金320万円)

イ 団体営草地畜産基盤総合整備事業

草地畜産基盤の開発整備を総合的に推進するため、国営等草地開発附帯事業、団体営草地開発整備事業、農業公社牧場設置事業、公共育成牧場整備事業、小規模草地開発整備事業を一体的に推進した。

5年度は255地区で実施した。(国庫補助金55億5,747万円)

(ウ) 国営等草地開発附帯事業

国営又は都道府県営草地開発事業で造成された草地について生産性の高い牧場を建設するため、隔障物、家畜保護施設等の利用施設の整備等を実施した。

a 補助率

	利用施設	牧場用機械施設
内地	40%(1/3)以内	1/3以内
北海道	45%以内	1/3以内

(注) ()は地方公共団体が事業主体の場合(以下同じ)。

(エ) 団体営草地開発整備事業

畜産経営の合理化を図るため、地方公共団体等が草地の造成改良、既耕地の飼料基盤としての整備改良、草地又は飼料畑の整備改良、草地保全整備、野草資源並びに放牧林地の有効利用を図るための施設整備等を実施した。

a 事業の規模

次のいずれかを満たすこととされている。

(a) 造成改良面積が10ha(小規模特定地5ha)以上

(b) 造成改良面積が5ha以上及び整備改良を併せて事業完了後作付面積30ha(北海道50ha、離島、沖縄、奄美20ha)以上

(c) 整備改良面積が10ha(小規模特定地5ha)以上

(d) 野草地受益面積が20ha以上

(e) 放牧林地受益面積が100ha(別に定める地域の肉用牛地区にあっては50ha)以上

(f) 草地保全受益面積が10ha(小規模特定地5ha)以上、野草地にあっては20ha以上

b 補助率

	内地	北海道	離島・沖縄・奄美
基本施設	45%以内	50%以内	50%以内
ただし(c)	40%以内	45%以内	45%以内

利用施設 40%(1/3) 45%以内 50%以内

牧場用機

械施設 1/3以内 1/3以内 1/3以内

土地利用

円滑化 40%以内 45%以内 50%以内
(1/3)

湿地牧野

改良 55%(50%)
以内

(ウ) 農業公社牧場設置事業

畜産適地において、高能率畜産経営の展開を図るため、農業公社が用地を確保して高能率の牧場を建設整備し、これを熱意ある農家等に対し譲渡又は貸付を実施した。

a 事業の規模

(a) 次のいずれかを満たすこと

① 草地造成改良面積が10ha(小規模特定地5ha)以上

② 造成改良及び整備改良面積の合計が15ha(小規模特定地7.5ha)以上

(b) 事業参加者数5人以上(特に必要と認める場合にあっては3人以上)

b 補助率

	内地	北海道	離島・沖縄・奄美
基本施設	45%以内	50%以内	50%以内
利用施設	40%以内	45%以内	50%以内
牧場用機			
械施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内

(エ) 公共育成牧場整備事業

公共育成牧場が設置されている地域における粗飼料需要及び乳用牛、肉用牛の預託育成需要に応えるため、当該公共育成牧場の牧場施設等の改良を行い、その機能の高度化を図った。

a 事業の規模

(a) 既存草地面積が30ha(北海道50ha)以上、中山間地域の場合は15ha(北海道25ha)以上

(b) 事業完成年度から起算して5年以上経過

(c) 造成改良又は整備改良面積が10ha以上

(d) 関係集落の整備と併せ行う場合、当該集落が以下の条件を満たしていること。ただし、公共育成牧場の一部を関係集落の冬里飼料基盤として活用させる場合①の条件を満たすこと

① 事業完了後、飼料作付面積30ha以上

② 造成改良又は整備改良される面積10ha(小規模特定地5ha)以上

(e) 全体事業費に占める生産基盤事業費が100分の50以上

(f) 放牧用道路整備を行う場合、放牧地面積20ha、かつ、道路延長500m以上

(g) 放牧用用水整備を行う場合、受益面積が30ha（北海道50ha）以上。中山間地域の場合は15ha（北海道25ha）以上

b 補助率

	内地	北海道	離島・沖縄・奄美
基盤整備	45%以内	50%以内	50%以内
利用施設	40% (1/3) 以内	45%以内	50%以内
牧場用機			
被施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
土地利用			
円滑化	40% (1/3) 以内	45%以内	50%以内

(ウ) 小規模草地開発整備事業

大規模畜産経営における粗飼料の低コスト生産、給与率の向上並びに放牧を一層推進するため、小規模な飼料基盤の造成整備、公共牧場等の放牧地及び放牧利用のための整備を実施した。

a 事業の規模

(a) 次のいずれかを満たすこと

① 飼料畑、放牧地の造成面積が1 ha 以上10ha 未満

② 草地整備改良受益面積5 ha 以上。ただし、草地又は飼料畑の造成改良と併せ行う場合、これらを併せた受益面積1 ha 以上

③ 既耕地の飼料基盤としての整備受益面積が1 ha 以上10ha 未満。ただし、草地又は飼料畑の造成改良と併せ行う場合、これらを併せた受益面積1 ha 以上

④ 公共牧場等の放牧地受益面積が5 ha 以上

b 補助率 50%以内

(3) 道営草地基盤整備事業

ア 道営草地整備改良事業調査（補助調査）

北海道において道営草地整備改良事業を円滑かつ効果的に実施するため、受益草地面積が500ha 以上あると見込まれる地区について、関係市町村長の申請に基づき、北海道が草地の整備改良に必要な自然的、社会的、技術的条件等の調査及び計画の作成を実施した（補助率50%以内）。

5年度は10地区で実施した（国庫補助金3,600万円）。

イ 道営草地整備改良事業

北海道において、草地管理利用機械の大型化に対応して草地畜産経営の合理化及び生産性の向上を図るた

め、既存の草地の整備改良と、これに関連する草地の造成改良及びこれら草地に附帯する施設の整備を実施した。

(ウ) 事業の規模

事業完了後の受益面積が500ha 以上（このうち、飼料生産基盤として一体的に利用される輪作畑については、その面積の1/3を受益面積として算定することができる（ただし、受益面積の20%以内））

(i) 補助率50%以内

(ウ) 5年度事業実績

35地区（国庫補助金47億9,750万円）

ウ 道営公共牧場整備事業

北海道において大家畜畜産経営の低コスト化・省力化等を図るため、公共牧場の草地及び牧場施設の一体的整備を実施した。

(ウ) 事業の規模

① 既存草地面積が250ha 以上の公共牧場

② 造成改良又は整備改良される草地面積が100ha 以上

③ 完成年度から起算して5年以上経過していること

(i) 補助率50%以内

(ウ) 5年度事業実績

2地区（国庫補助金1億円）

(4) 公社営畜産基地建設事業

土地条件等からみて今後とも畜産主産地として安定的な発展が見込まれる地域において、飼料基盤の開発整備、農業用施設の整備等を行うことにより、周辺耕種農家との有機的な結合のもとに、畜産生産の核となる経営の移転、土地集積及び規模拡大等により創出していくとともに、当該地域の畜産物の生産の合理化を図り、生産及び流通単位としての一定の規模を確保することにより、新たな畜産主産地として体制づくりを積極的に実施した。

ア 事業の規模

(a) 畜種複合型事業及び単一畜種型事業にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと

① 移転型

草地造成面積30ha（うち経営移転に係る面積15ha）以上

② 土地集積型

草地造成面積30ha（うち集積土地の造成又は整備面積の合計が15ha（7.5ha）以上で、かつ、事業完了後1団地3 ha（1.5ha）以上に団地化されている面積の合計が7.5ha（3.75ha））以上

※（ ）内は、水田から草地への転換面積7.5ha 以

上含まれている場合

③ 肉用牛繁殖型

肉用牛繁殖経営に係る飼料基盤等を整備する場合、草地造成面積と整備面積の合計が30ha（うち造成面積10ha）以上

(b) 畜種複合型事業にあっては、家畜飼養頭数（豚換算）2,000頭以上

(c) 単一畜種型事業にあっては、草地造成又は整備面積と放牧林地受益面積（1/10換算）が100ha（肉用牛繁殖型の場合は60ha）以上

(d) 中山間地域型事業にあっては次のいずれかの要件を満たすこと

① 放牧促進型

草地の造成又は整備面積の合計が30ha以上で、このうち放牧対象面積が15ha以上

② 地域活性化型

草地造成面積が15ha以上で、かつ、地域活性化に資する施設の設置を伴うこと

イ 補助率

内地・北海道 沖縄

50%以内 2/3以内

（ただし計画策定は50%以内）

ウ 5年度事業実績

64地区（国庫補助金106億200万円）

(5) 畜産基地建設事業

農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資するため、「農用地整備公団法」に基づき、農用地整備公団が、未利用、低位利用の土地が広範囲にわたって存在し、将来畜産主産地としての発展が見込まれる地域において、飼料基盤、経営施設及び経営手段の整備導入を一体的に行い、近代的な農業経営による大規模な畜産物の濃密生産団地を建設した。

ア 畜産基地建設調査計画

畜産基地建設調査計画として畜産基地建設事業等推進調査、特定地域大規模畜産営農推進対策調査及び特定地域大規模畜産経営環境対策推進調査を国の直轄で実施した。（調査計画費1,249万円）

(7) 畜産基地建設事業等推進調査

畜産基地建設事業等の実施により創設、育成された大規模畜産経営における営農技術、地域農業に及ぼす影響及び開発予定区域における開発の制限要因等を調査し、開発計画に反映させ、今後の基地事業等の円滑な推進に資するための調査を実施した。

5年度は2地域において調査を実施した。

(4) 特定地域大規模畜産営農推進対策調査

濃密生産団地建設事業に係る事業完了区域及び事業

実施区域において、創設育成された大規模畜産経営の早期安定に資するため、大規模畜産経営の指導推進体制の整備を行うための調査を実施した。

5年度は2地域において調査を実施した。

(ウ) 特定地域大規模畜産経営環境対策推進調査

濃密生産団地建設事業の完了区域において、畜産環境問題の発生状況及びその原因等の実態を調査し、改善のための方策を明らかにするとともに、環境問題の発生の未然防止のための指導推進体制の確立を図るための調査を実施した。

5年度は3地区において調査を実施した。

イ 畜産基地建設事業

畜産基地建設事業は、農用地の造成、道路等の基本施設の整備及び農機具導入、雑用水、畜舎等の畜産経営に必要な施設の整備を併せて実施するもので、乳用牛、肉用牛（大家畜）経営と養豚、鶏（中小家畜）経営を有機的に結合させ、畜産の排せつ物の土地還元利用等を基軸として農畜産物生産の合理化を図る畜種複合型と、未耕地からの造成草地、水田転換による牧草、飼料畑、林間放牧等の利用の促進を図ることにより粗飼料を確保し、大家畜畜産経営の合理化を図る単一畜種型の二種類がある。

5年度においては4地区（全計着工1地区含む）において事業を実施した。

a 事業の規模

(a) 畜種複合型

農用地造成面積150ha以上で、かつ、家畜飼養頭数（豚換算）1万頭以上

(b) 単一畜種型

農用地造成150ha以上で、かつ、造成面積、地目変換面積及び林間放牧地面積（1/10換算）の合計が500ha以上

b 5年度事業実績。（国庫補助金25億6,212万円）

(6) 畜産環境総合整備事業

将来にわたり畜産主産地として発展が期待される地域において、畜産経営に係る生産基盤と地域生活環境の総合的な整備を推進するため、都道府県等が行う都道府県営畜産環境総合整備事業及び市町村、農協等が行う団体営畜産環境総合整備事業を一体的に実施した。

5年度は、都道府県営畜産環境総合整備事業は26地区について実施（国庫補助金30億8,600万円）し、団体営畜産環境総合整備事業は53地区について実施（国庫補助金24億8,100万円）した。

ア 都道府県営畜産環境総合整備事業

(7) 都道府県営畜産経営環境整備事業

畜産経営に係る環境汚染の防止と畜産経営の合理化を図るため、家畜排せつ物還元草地等基盤整備、家畜排せつ物土地還元施設整備等を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 旧市町村の範囲以上の広がりをもつ地域で家畜飼養頭数(豚換算)2,000頭以上

(b) 基盤整備費に係る受益面積が50ha以上

(c) 養畜の業務を営む者10人以上

b 補助率

基盤整備 50%以内

家畜排せつ物処理施設等整備 1/3以内

(イ) 畜産環境整備特別対策事業

混住化の進展等に対処して地域の生活環境の改善と畜産経営の発展を図るため、畜産経営の生産基盤と環境保全林、緑地帯等周辺環境の整備を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 事業参加者の家畜飼養頭数(豚換算)2,000頭以上

(b) 事業参加者数が10人以上

(c) 事業参加者の整備する施設と至近住宅との間の距離が100m未満であって、かつ、両者の間に幅10m以上の環境保全林がないときは、整備する施設と同等以上の面積を有する環境保全林を確保すること

(d) 基盤整備、施設整備及び周辺環境整備に係る受益面積が30ha以上(事業参加者のうち、畜産経営を移転する者が事業参加者数全体の1/2以内である場合は10ha以上)

b 補助率

事業実施計画策定 50%以内

基盤整備及び周辺環境整備

内地、北海道 50%以内

沖縄 60%以内

利用施設整備 1/3以内

(ウ) 林野活用畜産環境総合整備モデル事業

中山間地域等における畜産基盤と生活環境の整備を一体的に推進するため、当該地域に賦存する農林諸資源を有効に活用する農林協調型の林野活用による高度放牧林地、道路整備等を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 林野活用畜産基盤整備調査の実施地域で、中山間地域等で、酪肉計画作成市町村であること

(b) 造成又は整備される草地又は高度放牧林地及び事業完了後の受益面積が100ha(北海道250ha)以上(一体利用輪作畑1/3算定(受益面積の20%以内)、高度放牧林地整備1/2算定、放牧林地整備1/10算定)

(c) 高度放牧林地整備20ha(北海道50ha)以上

(d) 家畜飼養頭数(豚換算)2,000頭以上

(e) 養畜の業務を営む者10人以上

b 補助率

事業実施計画策定 50%以内

基本施設整備 50%以内

利用施設整備 40%以内(1/3以内)

機械施設整備 1/3以内

イ 団体営畜産環境総合整備事業

(ウ) 団体営畜産経営環境整備事業

畜産経営に係る環境汚染の防止と畜産経営の合理化を図るため、家畜排せつ物還元草地等基盤整備、家畜排せつ物土地還元施設整備等を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 家畜排せつ物還元農用地面積10ha(うち基盤整備費に係る受益面積5ha)以上(豚、鶏の移転の場合は、それぞれ、家畜排せつ物還元農用地面積が5ha以上、3ha以上(うち基盤整備費に係る受益面積はそれぞれ2.5ha以上、1.5ha以上))

(b) 養畜の業務を営む者5人以上(環境規制地域ですべて移転する場合は3人以上、農業生産法人の場合は1法人以上)

b 補助率

基盤整備

内地45%以内、離島50%以内、沖縄60%以内

家畜排せつ物処理施設等整備 1/3以内

(イ) 公共牧場機能強化事業

公共牧場の生産機能の強化と併せ、その緑資源の地域住民への提供等により、公共牧場の管理運営の円滑化、地域活性化を図るため、草地等基盤、利用施設、防護柵等環境保全施設の一体的な整備を実施した。

a 事業の規模

(a) 既存草地面積が30ha(北海道50ha)以上

(b) 草地造成又は整備改良面積が10ha以上

(c) 都道府県知事が定める「公共牧場利用促進計画」に適合すること

(d) 同一市町村内に本事業の実施牧場が存しないこと

b 補助率

基本施設

内地 45%以内

北海道、離島、沖縄、奄美 50%以内

利用施設

内地 40%以内(1/3以内)<1/3以内>

北海道 45%以内<1/3以内>

離島、沖縄、奄美 50%以内<1/3以内>

く>内は牧場用機械施設、防護柵、環境保全施設等の場合

(7) 国営草地開発事業及び都道府県営草地開発事業
粗放利用の山林原野等の土地が広範囲にまとまって存在し、草地開発事業により造成改良される草地を家畜の主たる飼料基盤とすることにより、多頭飼育を主体とする生産性の高い畜産経営の確立が可能であると見込まれ、かつ畜産の振興に意欲的である地域を対象に国営草地開発事業及び都道府県営草地開発事業を実施した。

ア 国営草地開発事業

土地改良法の規定により、国営草地開発計画に基づき、国が基本施設の整備(草地造成改良、道路等整備、排水施設整備、用排水施設整備)を行った。事業に要する経費のうち、北海道70%以内を国が負担し、残額のうち地元負担分については事業完了後負担金として長期年賦払いの方法により徴収する。

5年度は次の9地区(全計1地区含む)で実施した。(事業費33億5,600万円)

(継続地区)

北海道……天塩高台、弟子屈、豊富、音羽、奥尻、幌延、北雄武、南天北

(新規地区)

北海道……士幌

イ 都道府県営草地開発事業

国営草地開発事業と同様に、土地改良法の規定に基づき都道府県が行う草地開発事業であり、草地造成、道路整備等に要する経費に対して、50%以内を補助する。5年度は7地区について実施した。(国庫補助金3億2,580万円)

3 飼料作物生産振興対策

飼料作物の生産拡大と合理化を図るため、畜産活性化総合対策において、次の事業を実施した。

(1) 高能率飼料生産モデル事業

先導的かつ多様な土地利用型畜産の展開を図るため、先進的技術の集積、土地の利活用、新生産方式の導入を通じて高能率な飼料作物の生産利用体系を確立することとし、これらの取り組みに必要な条件の総合的な整備を実施した。

ア 先進的技術の集積等を通じた効率的な飼料作物生産利用の推進(技術集積型)

イ 土地の集積・団地化等による効率的な飼料作物生産の促進(土地利用活用型)

ウ 飼料作物生産の分業化等を行うコントラクター集団の育成(新生産方式型)

エ 事業実施主体 市町村、農協、営農集団等

オ 補助率 1/2、4/10、1/3以内

(国庫補助金 5億5,000万円)

(2) 里山等利用促進対策事業

大家畜畜産経営における経営の安定化・合理化を図るため、里山等における飼料基盤の整備を実施した。

ア 小規模な里山等の簡易な方法による草地への造成(里山等利用促進型)

イ 未利用野草地等を活用し、肉用牛の放牧地に整備(肉用牛野草放牧地整備型)

ウ 事業実施主体 市町村、農協、営農集団等

エ 補助率 定額

(国庫補助金 2億4,600万円)

(3) 自給飼料生産拡大対策事業

自給飼料生産の拡大と低コスト化を図るため、自給飼料拡大方策の検討、作付条件整備、及び飼料作物等生産利用機械施設の整備を実施した。

ア 事業実施主体 都道府県、市町村、農協等

イ 補助率 1/2、4/10、1/3以内

(国庫補助金 3億2,400万円)

(4) 良質粗飼料等増産対策事業

良質流通粗飼料を地域内外へ安定的に供給するための生産・流通条件の整備を実施した。

ア 良質流通粗飼料等増産推進型

飼料作物の生産流通の推進を図るため、土地利用調整、取引条件等の調整

イ 良質流通粗飼料等増産促進型

良質流通粗飼料の作付条件及び収穫調製用機械施設の整備

ウ 事業実施主体 市町村、農協、営農集団等

オ 補助率 1/2、4/10、1/3以内

(国庫補助金 5億1,100万円)

(5) 飼料利用高度化施設整備事業

ア 飼料分析施設型

畜産農家の飼料分析及び土壌分析とこれに基づいた給与技術等の指導を行う自給飼料分析指導センターに必要な施設及び分析機器の整備を実施した。

(7) 事業実施主体 都道府県、農業協同組合連合会

(イ) 補助率 4/10、1/3以内

(国庫補助金 4,435万円)

イ 飼料供給施設型

地域で生産された飼料作物と濃厚飼料等との混合調製利用に必要な機械施設、生粕サイレージの調製利用に必要な機械施設等の整備を実施した。

(7) 事業実施主体 市町村、農協等

(イ) 補助率 1/2、4/10、1/3以内

(国庫補助金 1 億6,816万円)

(6) 飼料作物総合技術確立普及事業

飼料作物生産の低コスト化及び飼料作物の高品質化を図るため、飼料作物生産利用に関する各種技術の浸透促進・定着化のための体制の整備を実施した。

ア 事業実施主体 都道府県、市町村、農協等

イ 補助率 1/2以内

(国庫補助金 1 億7,887万円)

(7) 公共牧場広域利用推進対策事業

公共牧場において省力的かつ低コストな放牧利用を促進するため、関係機関が一体となり公共牧場の広域利用調整等を実施した。

ア 事業実施主体 都道府県、市町村、農協等

イ 補助率 1/2以内

(国庫補助金 7,736万円)

(8) 飼料作物流通体制強化推進事業

飼料作物の円滑な流通を促進するための流通促進会議の開催、流通技術指針の作成等を行うため、全国農業協同組合中央会に助成した。(国庫補助金 389万円)

(9) 自給飼料生産体制強化推進事業

自給飼料生産振興を図るための全国会議の開催、技術指導指針の作成、都道府県における現地指導・推進会議の開催を行うため、(財)中央畜産会に助成した。

(国庫補助金 315万円)

4 飼料作物種子及び飼料生産利用技術対策

飼料作物生産の拡大と合理化を図るためには、作付面積の拡大と併せ、生産利用の合理化を推進することが重要であり、このため、次の事業を実施した。

(1) 飼料作物生産利用対策事業

ア 飼料作物優良品種選定普及促進事業

栽培条件、用途別に適した生産性の高い品種の普及を促進するため、都道府県における奨励品種の調査選定、奨励品種の普及のための展示場の設置、優良種子の安定供給体制の整備を行うとともに、暖地型牧草、F₁品種種子の供給を円滑に行うため、採種場の設置及び採種技術の指導を行った。

(ア) 事業実施主体 都道府県、農協連等

(イ) 補助率 1/2以内

(国庫補助金 3,257万円)

イ 飼料作物生産利用改善事業

飼料作物等の生産利用技術の改善と合理的な粗飼料給与を行うため、採食性の高い飼料作物生産給与体系、及び家畜ふん尿を効果的に還元した生産利用技術に加え、転作田等における飼料作物等の生産利用技術等の確立のための実証調査、技術指標の策定を行った。

(ア) 事業実施主体 都道府県

(イ) 補助率 1/2以内

(国庫補助金 1 億6,322万円)

ウ 飼料利用高度化推進事業

粗飼料、濃厚飼料を通じた飼料費全体の低減を図るため、都道府県、市町村が一体となって、飼料成分分析に基づく飼料給与、飼料作物と濃厚飼料等を混合した飼料の調製利用技術の推進指導を行った。

(ア) 事業実施主体 都道府県、市町村、農協等

(イ) 補助率 1/2以内

(国庫補助金 4,165万円)

(2) 飼料作物海外採種適地等調査

優良飼料作物種子の普及促進を図るため、牧草類の新たな海外契約採種適地の探索、青刈りとうもろこし等の種子流通等の調査を(財)日本飼料作物種子協会に委託して行った。(325万円)

(3) 飼料作物流通種子調査

種苗法に基づき飼料作物流通種子の表示等について検査を行った。(668万円)

(4) 家畜改良センターにおける種子対策

我が国に適した飼料作物の優良種子の供給を確保するため、家畜改良センターの十勝、長野、熊本の3牧場に採種は(原々種、原種)、検定は等を設置し、増殖用もと種子の供給を行った。(1 億2,252万円)

また、OECD牧草等種子品種証明制度に基づく海外契約採種用輸出原種種子の品種証明業務を家畜改良センター長野牧場において行った。

このほか、遺伝資源の総合的な確保を図る農林水産ジーンバンクを確立するため、家畜改良センター(種子部門)において飼料作物の遺伝資源の保存及び増殖を行った。(1,024万円)

第 7 節 流通飼料対策

1 飼料の需給及び価格の安定

(1) 5 年度の飼料需給の動向

ア 飼料の総合需給

5 年度の飼料の総合需給規模は、可消化養分総量(TDN)で前年度をわずかに下回る2,840万 t (0.3%減)と見込まれる。その内訳は、粗飼料が580万 t、濃厚飼料が2,260万 t (実量3,045万 t)である。

濃厚飼料のうち輸入によるものは1,705万 t (実量2,247万 t)、国内産濃厚飼料は556万 t (実量799万 t)と見込まれる。

イ 飼料穀物の国際需給

1993/94年度の世界の粗粒穀物生産量は、主要生産国である米国でとうもろこし・こうりゃんが大幅な減産となっているため、中国、カナダで増加したものの、世界全体では、前年度をかなり下回る7億8,540万tとなった。

一方、消費量は、前年度をわずかに下回る8億2,810万tとなったため、期末在庫量は、1億2,370万t(在庫率14.9%)となった。

ウ 飼料穀物の国際価格

飼料穀物の国際価格の指標となるととうもろこしのシカゴ相場は、ミシシッピ川流域の洪水の影響等により5年7月以降上昇をはじめ、6年1月には一時310セント/ブッシェルまで上昇した。その後、南半球の豊作を受けて軟調に転じ、3月は280セント/ブッシェル前後で推移した。

エ 配合飼料の需給及び価格の動向

近年、家畜の飼養頭羽数は、肉用牛を除いて横ばいしないし減少傾向で推移している。配・混合飼料の生産量も、昭和63年度をピークに横ばいで推移しており、5年度は前年度をわずかに上回る2,614万tとなった。この内訳をみると、配合飼料は前年度比0.5%増の2,488万tであるが、混合飼料は前年度比1.7%減の125万tとなった。

5年度の配合飼料価格については、5年4月以降円高が急速に進行したことから7月に1,400円/tの引下げが行われた。その後はミシシッピ川流域の洪水の影響等による飼料穀物価格の上昇等から6年1月に1,900円/tの引上げが行われた。

表10 主要飼料原料の輸入価格

品 名	(単位：円/t)		
	3年度	4年度	5年度
とうもろこし	18,098	16,438	14,100
こうりゃん	17,039	15,759	13,489
大豆油かす	27,197	30,462	27,384
魚 粉	79,927	77,281	57,194

表11 配・混合飼料の用途別生産量

用 途	(単位：千t)		
	3年度	4年度	5年度
採 卵 鶏 用	7,548	7,479	7,613
ブロイラー用	4,106	4,071	3,964
養 豚 用	7,257	7,207	7,250
乳 牛 用	3,215	3,292	3,289
肉 牛 用	3,765	3,846	3,891
そ の 他 用	127	129	130
計	26,018	26,024	26,136

(2) 飼 料 対 策

飼料穀物については、土地条件の制約等から今後ともその大部分を海外からの供給に依存せざるを得ない事情にあり、国際的な飼料穀物需給の動向に対処して、その安定的供給のための体制の強化を図ることが必要である。

このため、飼料穀物備蓄対策の推進に努め(1)配合飼料供給安定機構が飼料穀物(とうもろこし及びこうりゃん)の備蓄を行うのに要する費用を助成するほか、備蓄用サイロの建設資金について利子補給を行った。

備蓄穀物の活用状況については、米国ミシシッピ川洪水による輸送の停止のため、米国からの飼料穀物輸入量が大きく減少し、短期的な需給の逼迫が見込まれたことから、5年10月1日～11月15日の時期※において、約6万8千tの貸付を実施した。

表12 5年度飼料穀物(とうもろこし、こうりゃん) 備蓄関係予算

(単位：百万円)	
備蓄用サイロ建設利子補給事業費	54
備蓄基金造成費	7,446
うち保管委託経費	5,986
確認検定料	66
買入資金金利	1,393
合 計	7,500

また、とうもろこし及びこうりゃんの代替としての大麦の備蓄については、国が直接食糧管理特別会計輸入飼料勘定において実施した。

5年度末の備蓄量は、とうもろこしを1万t積み増して80万tとし、大麦39.7万tとの合計で119.7万tとなった。

(※ 貸付の期間は、貸し付けた時から3か月以内)

イ 配合飼料価格安定対策

飼料穀物の輸入価格の上昇等により配合飼料価格が上昇した場合に、畜産経営に及ぼす影響を極力緩和するため、その価格差を補てんする通常補てん制度と異常補てん制度がある。

通常補てん制度は、民間が自主的に積み立てた基金により値上がり時にはその価格差を補てんする制度であり、異常補てん制度は、通常補てん制度では対処し得ない大幅な値上がりがあった場合に、国と民間が2分の1ずつ積み立てた基金によりその価格差を補てんする制度である。

最近では、6年1月に1,900円/tの配合飼料価格の引上げが行われたが、通常補てん制度によりその値上がり分の補てんが行われ、畜産農家の負担増加の緩和が図られた。

なお、異常補てんについては、58年度第4四半期以降発動されていない。

また、5年度においては、異常補てん原資の積増しのため3億3千万円の国庫助成を行った。

(3) 飼料需給安定法の運営

ア 5年度飼料需給計画

飼料需給安定法に基づき政府が行う5年度における輸入飼料の買入れ、保管及び売渡し操作は、表13の飼料需給計画によることとした。この計画は、5年度における飼料総需要量及び供給量の推算に基づき、国が取り扱っている麦類を対象として、飼料の需給の安定に必要な数量を予定したものである。

表13 5年度飼料需給計画

(単位：千t)

品目	期首持越	買入総量	売渡数量	期末持越
小 麦	256	1,376	1,350	282
大 麦	705	1,626	1,600	731
(うち備蓄)	(397)	(—)	(—)	(397)
とうもろこし	—	10	10	—
又はこうりゃん	—	—	—	—
計	961	3,012	2,960	1,013

なお、この飼料需給計画は、5年3月に開催された第28回畜産振興審議会(飼料部会)に農林水産大臣が諮問し、同審議会の答申を受けた上で決定したものである。

この飼料需給計画による輸入飼料の政府操作に伴い、食糧管理特別会計輸入飼料勘定において、損失が見込まれたことから、この損失を補てんするため、一般会計から3億円の繰入れが5年度予算に計上された。

イ 5年度の輸入飼料の需給実績

政府が飼料需給安定法に基づいて5年度に実施した輸入飼料の需給実績は、表14のとおりである。

表14 5年度飼料需給実績

(単位：千t)

品目	期首持越	買入総量	売渡数量	期末持越
小麦	275	1,180	1,167	288
大麦	679	1,421	1,514	586
(うち備蓄)	(397)	(—)	(—)	(397)
とうもろこし	—	10	10	—
又はこうりゃん	—	—	—	—
計	954	2,611	2,691	874

以上の操作に伴う食糧管理特別会計輸入飼料勘定の

実績においては、外国産飼料用麦の買入れ価格が当初見込みより低かったことなどから、損失は発生せず、一般会計からの繰入れは行われなかった。

2 飼料の安全性の確保及び品質の改善

(1) 飼料の安全性の確保

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)に基づき有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害を生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農林水産大臣が飼料又は飼料添加物の基準・規格等を定めようとする場合には、農業資材審議会の意見を聴くこととされている。農業資材審議会は、飼料の公定規格及び新規の飼料添加物等の効果、安全性等について検討を行った。

また、同法に基づき特定添加物(抗生物質)の検定を肥飼料検査所で行った。(5年度検定857件合格)

(2) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料又は飼料添加物の規格を定めることとなっている。農業資材審議会は、飼料の公定規格の見直しについて検討を行った。

また、飼料安全法に基づき、飼料の公定規格による検定が16県及び5指定検定機関において、配合飼料783銘柄、二種混合飼料1銘柄、フィッシュソリュブル吸着飼料10銘柄、魚粉23銘柄及びフェザーミール1銘柄に関して実施された。

(3) 飼料及び飼料添加物の検査

飼料安全法に基づき、安全性の確保及び品質の改善を図る見地から、国及び都道府県の飼料検査機関が飼料及び飼料添加物の検査を実施した。

5年度における検査状況は、表15のとおりである。

表15 5年度飼料等検査状況

	国	県	合 計
立入検査回数	557	1,202	1,759
現地指導件数	169	105	274
収去件数	1,962	2,613	4,575
飼 料	1,706	2,613	4,319
飼料添加物	256	—	256
収去品の試験結果			
正常件数	1,945	2,578	4,523
飼 料	1,691	2,578	4,269
飼料添加物	254	—	254
違反件数	17	35	52
飼 料	15	35	50
飼料添加物	2	—	2

第8節 家畜衛生対策

1 家畜防疫

(1) 家畜伝染病予防事業の実施

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、家畜の伝染性疾病的発生予防のための各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時におけるまん延防止措置を計画的に実施した結果、5年における家畜の伝染性疾病的発生は、一部の疾病で限局的発生をみたものの、全般的には比較的平静に推移した。

結核病は、6県で6戸6頭の発生が確認されたが、発生は引き続き減少傾向にあり、発生がなかったブルセラ病と同様に清浄化が進展してきている。

ヨーネ病は8道県の82戸で、これまでの最多頭数の226頭の発生が確認された。

馬伝染性貧血は、10年ぶりに1県1戸2頭の発生が確認された。

豚丹毒は、30都道府県で839戸、1,782頭の発生が確認された。

届出伝染病の発生についても、一部の疾病を除き総じて平静に推移した。このうち豚のオーエスキー病については、3県で8戸51頭の発生が確認されたものの、ワクチン接種の普及もあり発生頭数は前年より減少した。

5年度には、家畜の伝染性疾病的発生予防及び家畜伝染病のまん延防止に要した家畜伝染病予防費として9億234万円を支出した。

(2) 自衛防疫事業の推移

畜産農家による家畜疾病的発生予防等を効果的に推進することを目的に、国家畜産物衛生指導協会が実施している自衛防疫強化対策事業において、予防接種事業として、豚コレラ1,523万頭、ニューカッスル病1億7,030万羽、鶏伝染性気管支炎9,564万羽（ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合を含む）、牛流行性感冒19万頭、牛伝染性鼻気管炎90万頭及びアカバネ病30万頭の予防注射を実施した。

このほか異常乳の発生予防事業を実施するとともに動物用医薬品の適正使用について農家を指導した。

これらの事業に要した5年度の国庫補助金は8億2,782万円であった。

また、オーエスキー病の清浄化を図るため、61年度から行っているオーエスキー病清浄化対策事業を継続して実施した。

(3) 海外悪性伝染病緊急防疫体制の整備

海外悪性伝染病緊急防疫体制確立事業の一環として、50年度から口蹄疫予防液を海外製造所から購入、備蓄し、本病侵入時におけるまん延防止に備えており、5年度においてはフランスからO型、A型及びAsia 1型各10万頭分の予防液を輸入し、動物検疫所神戸支所に備蓄した。

表16 5年家畜伝染病発生状況

(単位：頭羽群数)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
流行性感冒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性脳炎(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
炭 疽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気 腫 疽	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	1	2	7
ブルセラ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結 核 病	2	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	6
ヨーネ病	15	10	16	14	19	32	27	31	8	10	10	34	226
ピロプラズマ病	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アナプラズマ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
豚 コ レ ラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚 水 胞 病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚 丹 毒	108	110	144	129	217	143	136	145	119	249	118	164	1,782
ニューカッスル病(羽)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ひな白痢(羽)	0	0	0	0	0	37	0	0	0	1,113	69	0	1,219
腐 蛆 病(群)	1	0	19	20	44	8	245	81	92	53	2	0	565

2 輸 入 検 疫

5年における動物及び畜産物の輸出入検疫状況は表17のとおりである。輸出入検疫の概況は次のとおりである。

動物の輸入関係は、牛では種畜及び畜場直行牛が減少したことから牛全体の輸入頭数は前年を下回った（対前年比77%）。馬では競走用馬が増加したものの、種畜及び肥育用が減少したことから、馬全体の輸入頭数は前年を下回った（同比75%）。また、豚の輸入は前年に引き続き減少した（同比91%）。

動物の輸出関係では、馬及び兎が増加したものの、牛及び鶏初生ひなが減少（それぞれ対前年比4%、47%）したことから動物全体の輸出入頭羽数は減少した（同比53%）。

畜産物の輸入関係では、皮類及び毛類の輸入が減少（同比95%）したものの骨類及び臓器類の増加（それぞれ対前年比114%、126%）等により全般的にはほぼ前年並であった。畜産物の輸出は、ほぼ前年並であった。

表17 5年の輸出入検疫数量

(単位=動物：頭羽、畜産物：t)

	輸 出	輸 入
牛	19	17,627
豚	—	636
緬 山 羊	—	55
馬	51	2,433
兎	57	8,770
初 生 ひ な	62,690	1,937,041
犬	3,658	12,983
指定外動物	108,103	595,651
骨 類	15	192,576
肉 類	12,214	1,632,821
臓 器 類	747	80,131
卵 類	63	19,955
皮 類	60,087	199,401
毛 類	148	55,118
ミ ー ル 類	1	241,472
指定外畜産物	7,854	11,285

3 獣 医 事

(1) 獣医療体制整備の推進

近年の獣医療需要の多様化、高度化等に対応し適切な獣医療の確保を図るため、獣医療法（平成4年5月制定、同年9月施行）において獣医療計画制度が設けられた。この獣医療計画制度においては、国が定めた基本方針に即して都道府県が都道府県における獣医療

を提供する体制の整備を図るための計画（以下、都道府県計画という。）を定め、国と都道府県が一体となって地域の獣医療提供体制の整備を推進することとされているが、平成5年度末現在、14道県が都道府県計画を定めた。

(2) 獣医師法第16条の2に基づく臨床研修

獣医師法第16条の2に基づき、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の付属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修に努めることとされている。平成5年度においては、3大学及び9指定施設において、68名の臨床研修が行われた。

(3) 第45回獣医師国家試験

第45回獣医師国家試験は、6年3月3日及び4日の2日間、全国3試験地で行われ、受験者1,171名中996名（85.1%）が合格し、獣医師免許資格を得た。

(4) 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により獣医事審議会が設置されているが、本審議会並びに本審議会に置かれた試験部会が開催され、①第45回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第12条に基づく獣医師国家試験予備試験の受験資格の認定（認定者1名）等について審議が行われた。

4 家畜保健衛生所

5年度末における家畜保健衛生所数は全国202か所で、職員数は獣医師職員2,124名、事務系・その他職員394名となっている。

(1) 家畜保健衛生所の施設整備

家畜保健衛生所の機能の充実を図るため、家畜衛生施設整備事業により、次の施設・機器の整備を実施した。

ア 無煙無臭焼却施設

家畜保健衛生所では家畜の病理解剖等病性鑑定に伴う動物性廃棄物の完全殺菌焼却処理の必要性があるが、従来の焼却炉では悪臭防止法規制物質やばいじんの発生防止の措置を講ずることは困難となっている。環境保全を指導する立場にある公共機関として環境の浄化に努めるため、無煙無臭の焼却施設を2県2か所の家畜保健衛生所に設置した。

イ 検査能率向上施設

家畜保健衛生所は、40年代に再編整備されて以来、その機能の充実が図られてきたが、最近における家畜頭羽数の増加、経営形態の大型化、集団化等に伴う家畜飼養形態の変化による家畜疾病の発生の複雑・多様

化等により、検査業務量が増加し、また、業務の範囲が拡大していることから、各種検査能率の向上を図るための酵素抗体測定装置等機器を39都道府県108か所の家畜保健衛生所に整備した。

ウ 疫学診断機能向上施設

畜産経営の大規模化、集約化等飼養形態の変化の中で目立ってきているウイルス、細菌の関与する慢性疾病の防あつには、病原ウイルス、細菌等の血清型の差異を迅速かつ的確に把握することが必要である。

このため、疾病の血清型を迅速かつ簡易に診断するための疫学診断機器及び当該診断に必須な動物接種機器等を3県6か所に整備した。

(2) 家畜衛生に関する各種指導

家畜の種類及び地域の実情に応じた総合的な家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等を対象として行うことにより畜産の進展に即応した家畜衛生技術の浸透及び定着を図るとともに、地域の実情に応じた家畜衛生対策を重点的に実施することにより各地域の畜産の発展に資するため、家畜衛生技術指導事業及び沖縄牧野ダニ撲滅対策事業を家畜保健衛生所が中心となって行ってきた。

これら事業については、前年度に引き続き、5年度は、①地域の畜産農家、畜産技術者等が参集して地域における総合的な家畜衛生対策の推進を協議する「家畜衛生推進会議」、②モニター農家、民間獣医師を通じて家畜衛生情報及び動物用医薬品の副作用に関する情報を収集するとともに、それら情報を地域にフィードバックする「情報収集広報」、③家畜衛生思想の普及、各種慢性疾病等の予防による家畜の損耗防止を図る「巡回指導」、④養鶏農家の衛生管理体制強化のための調査・指導を行う「鶏衛生管理強化特別対策」、⑤獣医師による診療等のサービスが充分に受けられない地域を対象に、重点的な家畜衛生思想の普及及び家畜衛生技術の浸透を図る「無獣医地域パトロール」、⑥乳肉複合経営農家における飼養衛生管理改善のための検査・指導を行う「乳肉複合経営衛生対策」、⑦種豚場に対して総合的な衛生指導を講じ、疾病の清浄化を図る「豚慢性疾病清浄化促進モデル対策」、⑧流通段階における動物用医薬品の品質確保を図る「動物用医薬品品質確保対策」、⑨診療獣医師による効果的な保健衛生指導を実施できる体制を確立するための検討会の開催及びモデル獣医師による診療効率化のための保健衛生指導を実施する「産業動物診療効率化対策」、⑩沖縄県八重山地域を中心に多発している牛のヒロプラズマ病の清浄化を図る「沖縄牧野ダニ撲滅対策」を各々実施した。

(3) 第34回全国家畜保健衛生業績発表会

第34回全国家畜保健衛生業績発表会は、4月22日、23日千代田区公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、畜産局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

5 動物薬事

(1) 動物薬事監視事務の委託

薬事法に基づき都道府県が実施する業務に必要な経費を委託費として交付し、動物用医薬品、医薬部外品及び医療用具の製造（輸入販売）業の許可及び許可更新等の際の現場審査、薬事法第43条第1項の規定に基づく国家検定に要する試験品の採取事務等を実施した。

(2) 立入検査

動物用医薬品等に係る立入検査は、薬事法第69条第1項の規定に基づき動物用医薬品等の製造所、輸入販売業者の営業所等を対象に実施しており、5年度においては、20都道府県下の製造所等46か所に立ち入り、検査、指導を行うとともに動物用医薬品等133件を収去した。収去品は動物医薬品検査所において検査し、結果が不適なものについては回収廃棄等の措置を講じた。

(3) 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の4（同法第23条において準用する場合を含む。）に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の面から現在の学問水準に合わせて見直す再評価制度を実施しており、平成4年度に見直しの対象とした20成分については、平成5年8月2日付け農林水産省告示第880号により、カルバリル等の7成分を各々含有する動物用医薬品を再評価を受けるべき医薬品として指定した。更に、平成5年度に見直しを行う対象となる115成分について、5年6月に関係者に通知した。

(4) 薬事監視事務打合せ会議

薬事監視事務打合せ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。

5年度は5年10月に開催し、薬事法関係政省令の改正等の説明、薬事監視指導上の諸事項について協議検討を行った。

(5) 国家検定状況

薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した5年度の家畜検定状況は次のとおりで

ある。

ア 生物学的製剤（受付件数857件）

合格	850件
不合格	6件
取り下げ	1件

イ 抗生物質製剤（受付件数1,214件）

合格	1,214件
不合格	0件
取り下げ	0件

(6) 動物用医薬品等製造（輸入販売）業許可及び承認状況（5年1月1日から12月31日）

ア 薬事法第12条第1項及び第22条第1項に基づき許可された製造（輸入販売）業の件数は、54件であった。

イ 同法第14条第1項に基づき承認された品目数は、医薬品104品目、医薬部外品28品目、医療用具22品目であった。

(7) 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、不適正な使用により畜産物等に残留した場合有害生産物が生産されるおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

薬事法第83条の2第1項に基づき、使用規制の対象医薬品の追加、使用対象動物の追加等を行った。同省令の一部を改正する省令は、5年8月20日（平成5年農林水産省令第49号）、5年11月29日（平成5年農林水産省令第64号）、6年2月2日（平成6年農林水産省令第3号）付けて公布された。

6 技 術 普 及

家畜衛生講習会規程に基づく家畜衛生講習会は、家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の普及を図るために実施している。受講者は地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図っている。5年度は家畜衛生試験場の本・支場、千葉県農業共済連で11回開催され、述べ274名が受講した。このうち都道府県職員260名、その他農林水産省職員14名となっている。各講習会の種類、回数及び受講人数は表18のとおりである。

表18 5年度家畜衛生講習会

種 類	回数	受 講 人 員		
		県職員	その他	計
基本講習会	1	49	3	52
総合講習会	1	46	2	48
特殊講習会	9	165	9	174
鶏疾病	1	24	1	25
豚疾病	1	33	3	36
牛疾病	1	38	3	41
繁殖障害	1	23	1	24
病性鑑定	4	32	0	32
家畜衛生情報処理	1	15	1	16
計	11	260	14	274

7 広 報 関 係

家畜衛生に関する広報活動の一環として、家畜衛生週報を発行し、内外の家畜衛生事業に関する情報を全国の家畜衛生機関に迅速に提供して的確な家畜衛生行政の推進に努めるとともに、家畜衛生統計及び家畜伝染病発生月報を印刷配布した。

8 国 際 関 係

(1) 国 際 会 議

第61回国際獣疫事務局（OIE）総会が5年5月にバリの本部で開催され、衛生課長及び家畜衛生試験場研究第2部長が出席した。

また、第9回OIE動物薬登録作業部会が5年11月にバリで開催され、衛生課から担当官が出席した。

(2) 国 際 事 務

各国の家畜衛生状況等をOIE速報及び月報、各国からの報告書により把握し、家畜衛生週報に適宜掲載するとともに、我が国の家畜伝染病発生月報を各国に送付した。また、動畜産物の輸入にあたり、各国と家畜衛生条件を取り決めた。

(3) そ の 他

我が国に輸出される牛の出国検疫に立会するため、5年8月及び10月に中国へ専門家を派遣した。また、指定加熱処理施設等の調査のため、5年10月に中国、11月にタイ及び香港、6年2月にアルゼンチン、ウルグアイ及びブラジル、清浄国の食肉処理施設の調査のため、6年3月にパナマ、オーストラリア及びヴァヌアツ、さらに、家畜衛生事情調査のため、6年3月に英国、米国及びカナダへそれぞれ専門家を派遣した。

第9節 畜産新技術普及対策等

1 畜産技術普及事業

(1) 受精卵移植実用化確立事業

ア 牛受精卵型

受精卵移植技術の高位平準化及び一層の普及・定着を図るため、熟練技術者養成のための研修及び巡回指導等を行うとともに、受精卵移植技術の簡易化、安定化を図るために各都道府県畜産試験場が連携して共同試験を行う事業を34都道府県で実施した。

イ 豚受精卵型

優良な種豚の効率的利用及び慢性疾病の清浄化等の有効な手段となる豚の受精卵移植に必要な器具器材などの整備、実用化試験の実施、受胎成績の調査等を全国7県の畜産試験場で実施した。

(2) 肉用牛効率飼養実証調査事業

この事業は、肉用牛の効率的飼養に関する技術の実用化を促進するため、モデル施設の実証展示、普及向けマニュアルの作成等を行う事業とする。

ア 低コスト肉用モデル施設開発普及型

地域条件に適した低コスト肉用牛畜舎等の開発、普及を図るための設計、工法等に対する検討、モデル施設の実証・施行マニュアルの作成を行う事業である。

(3) 家畜ふん尿処理利用新技術実用化事業

この事業は、家畜ふん尿の処理利用に関する新技術の実用化を促進するため、機械施設の整備、技術資料の作成のための調査等を行う事業である。

ア 家畜排せつ物エネルギー実用化促進型

家畜排せつ物の効率的利用技術を展示し、その普及を推進するため、家畜排せつ物からのエネルギーの発生・利用に必要な機械施設の整備を行う事業である。

イ 家畜ふん尿処理技術実用化調査型

この事業は、家畜ふん尿の発酵処理技術、浄化処理技術、脱臭処理技術又はバイオ・新素材利用技術について技術体系を組み立てこれについての実証調査を行うとともに、技術資料の作成を行う事業である。

5年度は、家畜ふん尿処理技術実用化調査型14地区を実施し、これに要した国庫補助金額は4,425万円であった。

(4) 先進的畜産育成特別対策推進指導事業

うち畜産バイオ実用化技術開発促進型

我が国の畜産経営基盤強化に画期的な役割を果たすことが期待される核移植及び性別別等の畜産バイオテクノロジー技術の開発・実用化を図るため、実用化促

進体制の整備及び畜産バイオテクノロジーの開発（試験用器具機材を含む）を目指す事業を実施した。

ア 技術普及促進

学識経験者等による技術推進委員会の開催及び情報の収集伝達を実施した。

イ 技術開発

先進的な民間企業・団体等の家畜受精卵移植技術研究組合を結成し、畜産バイオテクノロジーの開発及びこれに必要な機械器具、試験用家畜等の整備を行う事業を実施した。

(5) 受精卵移植活用促進事業

受精卵移植技術の普及・定着の促進のため、良質な受精卵の安定供給を行うため次の事業を実施した。

ア 受精卵活用体制整備型

(ア) ステーション

受精卵の供給に必要な供卵牛群の整備を行うとともに、体内受精卵の採取・供給又は対外受精卵生産に係る実用化技術開発のために必要な施設及び機械器具の設置を5県で行った。

(イ) フィールド

農家等が飼養する供卵牛から受精卵を採取し、供給するために必要な施設及び機械器具の設置を行い、農家等が飼養する供卵牛から受精卵を採取・供給するとともに、受胎率の向上のための技術指導を16県で行った。

イ 受精卵活用育種モデル型

肉用牛の新しい育種手法をモデル的に実施するために必要な施設の整備、受精卵移植を利用したきょうだい検定及び間接検定に関する調査及び調査成績の集計・分析を4県で実施した。

2 中央競馬及び地方競馬

5年度における我が国の競馬は、中央競馬及び地方競馬が36(うち併用3)競馬場において合計453回2,720日開催され、入場人員2,681万人、売得金は4兆5,514億円となった。

(1) 中央競馬

5年度(1～12月)の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は3兆7,454億円、入場人員は1,340万人となり、前年比では売得金は3.6%増加し、入場人員も4.5%増加した。

場外発売は、北海道4か所(札幌、釧路、静内、室蘭)、関東11か所(銀座、後楽園、新宿、渋谷、錦糸町、浅草、新橋、横浜、銀座通り、石和、立川)、関西7か

所(梅田、難波、道頓堀、京都、神戸、名古屋、広島)の計22か所の場外売場のほか電話投票所及び非開催競馬場を使用して行われており、総売上げ額の85.6%に相当する3兆2,061億円を発売した。

この結果、売得金総額の10%に相当する3,745億円を第1国庫納付金として納付するとともに、5年度決算により生じた利益剰余金の50%に相当する897億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録又は免許を受けなければならないが、6年3月1日現在では、馬主2,969名(うち法人380)、調教師225名、騎手198名、登録馬6,274頭となっており、また厩務員等2,743名となっている。

(2) 地方競馬

5年度(4～3月)の地方競馬は、全国の28競馬場において25の施行者(道県4、指定7市、一部事務組合14)が開催し、開催回数417回(うち特別競馬分25回)、

開催日数2,432日、入場人員1,341万人、売得金額8,060億円となり、前年比では入場人員が3.7%減少し、売得金は9.3%減少した。

また、地方公共団体の一般会計等への繰入額合計は前年比41.5%減の142億円となり、道県及び指定市町村の一般会計等に繰り入れられ、学校施設、一般土木、農林水産振興、社会福祉等の経費に充当されている。

地方競馬の馬主、調教師、調教師補佐、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、6年3月31日現在では、馬主7,826名、調教師904名、調教師補佐56名、騎手669名、登録馬27,142頭となっており、また、6年4月1日現在の認定厩務員は4,749名となっている。

地方競馬全国協会の業務として行っている畜産振興補助事業の本年度実績は、件数821件、金額は約61億円となっている。

表19 中央競馬開催状況

年次	開催回数	開催日数	入場人員	勝馬投票券 売得金額	国庫納付金		
					第1	第2	特 別
年	回	日	千人	百万円	百万円	百万円	百万円
元	36	288	8,856	2,554,520	255,452	61,036	—
2	36	288	10,385	3,098,457	309,846	95,435	—
3	36	288	11,847	3,433,803	343,380	104,129	—
4	36	288	12,821	3,613,879	361,388	92,709	—
5	36	288	13,404	3,745,417	374,542	89,661	—

表20 地方競馬開催状況

年次	開催回数	主催者数	開催回数	開催日数	入場人員	勝馬投票券 売得金額	収益金額
年	競馬場数		回	日	千人	百万円	百万円
元	29	25	415	2,435	13,101	849,085	22,337
2	30	25	414	2,420	13,874	949,344	28,068
3	30	25	414	2,417	14,665	986,239	27,156
4	29	25	416	2,438	13,915	888,180	24,213
5	28	25	417	2,432	13,405	805,964	14,169

表21 地方競馬収益金(一般会計等繰入金)の使途

(単位:百万円)

繰入金	14,169		
(内訳)			
学 校 施 設	1,997	警 察 ・ 消 防	30
一 般 土 木	1,672	災 害 復 旧	105
公 営 住 宅	102	社 会 福 祉	803
農 林 水 産 振 興	1,610	医 療 普 及	903
公 共 施 設	1,049	ス ポ ー ツ 振 興	740
失 業 対 策	90	そ の 他	4,430
都 市 計 画 等	638		